

公益財団法人竜の子財団 令和8年度 奨学生（大学院生）募集要項

1. 趣 旨

本財団は、アジア諸国からの留学生として来日した者のうち、志操堅固、学力優秀でありながら経済的理由により学業の継続が困難な者に対して「奨学援助」を行い、アジア諸国間の国際友好親善および人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学生の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学生は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 月額5万円以下の奨学生の二重受給は可能とする。

3. 奨学生の応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (3) 大学の大学院に在学する者で、令和8年4月1日現在で35歳以下の者 大学院正規生のみ応募可
(ただし、芸術系を専攻する正規大学院生については、40歳以下の者とする)
- (4) 現在、学業継続が困難であるなど修学のために経済的援助を必要とする者で
月額50,000円以上の奨学生を受けていない者
- (5) 日本語でのコミュニケーションが取れる者
- (6) 奨学生交流会（年2～3回を予定）に、すべて出席できる者。
但し、授業、学会参加等財団が認めた行事に参加する場合を除く。
- (7) 他のアジア諸国の留学生と積極的に交流し、アジア諸国間の国際友好親善に寄与できる者。

4. 採用人員

年間15名（全国20大学）

5. 奨学生の額と支給の方法

- (1) 支給金額 年額120万円（月額10万円）
- (2) 支給の期間
奨学生に採用したときから、原則として2年間。
ただし、各課程の最上級年次の奨学生は、上級の課程に入学した場合（修士課程及び博士前期課程から博士後期課程）を除き、原則として1年間とします。
- (3) 支給の方法
奨学生は、毎月20日に、翌月分の奨学生を本人の銀行口座に振り込みます。

6. 奨学生の支給の打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学生の支給を打ち切ることがあります。

- (1) 1ヶ月以上長期欠席したとき
- (2) 休学または外国へ留学（短期留学・語学留学を含む）したとき
- (3) 専門学校・専修学校など、在籍する大学・大学院以外の学校へ入学したとき
- (4) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (5) 学則により処分を受けたとき
- (6) 学業成績または素行が甚だ不良のとき
- (7) 原級にとどまったとき（留年）、または、卒業延期の恐れが生じたとき
- (8) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (9) 奨学生を必要としない理由が生じたとき
- (10) その他留学生としての資格を失ったとき
- (11) 本財団事務局と連絡が取れなくなったとき
- (12) 本財団事務局からの指示や指導に従わなかったとき
- (13) 本財団支援者の名誉を傷つけるなど著しく迷惑をかけたとき

7. 応募の手続 全て日本語で自筆で記入すること。用紙はA4サイズ片面印刷に限る。

次の書類を揃えて、期日までに提出してください。

- (1) 奨学生申請書（所定の様式）
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 身上書および別添記入用紙（所定の様式）
- (4) 経済状況（所定の様式）
- (5) 小論文（所定の様式）
- (6) 成績証明書（現課程のもの）
※ただし、現課程のものを入手不可能の場合は、前課程のものか、入学試験の成績順位などで代用すること。
- (7) 在学証明書
- (8) 合格通知書（入学許可書）の写し
- (9) 在留カードの表面および裏面の写し
- (10) 日本語能力試験の合格証の写し（能力試験に合格している場合）
- (11) 学部長または指導教員による推薦状からの推薦状
※A4サイズで1枚以内とし（書式自由）、推薦状の作成者が封入したうえで、
必ず封緘すること 封筒に推薦する学生の「所属・学年・氏名」の記載をお願いいたします。
(例:名古屋大学 工学研究科博士前期課程1年 名大 太郎)

封緘は学生交流課で行います。

8. 選考及び決定

- (1) 推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考（令和8年3月上旬～中旬に開催予定）を経て、理事長が奨学生を決定します。
- (2) 採用の可否については、令和8年3月中旬までに告知しますが時期が、ずれることもあります。
- (3) 令和8年3月下旬に贈呈式を催しますので、採用決定者は必ず出席をお願い致します。

9. その他

- (1) 応募書類の受付後、その記入内容について確認するために、本財団の担当者と1時間程度の面談を、令和8年2月上旬～3月上旬に実施します。
面談スケジュールについては、日程調整をした上で決定しますので、あらかじめ当該期間の予定を空けておくようにして下さい。
- (2) 採用決定者には、奨学金を送金するために、本人名義の金融機関口座の開示をお願いします。

以上

《問合せ・申請書類送付先》

公益財団法人 竜の子財団 担当 加藤 由紀子

〒160-0022

※財団に直接問合せないこと

東京都新宿区新宿3-1-24
京王新宿三丁目ビル2階
TEL: 03-5367-2002
FAX: 03-5367-2155
E-mail: y_kato@atsunoko.jp
Homepage : <http://www tatsunoko.jp>